

資料2

国立大学法人評価委員会
 大学共同利用機関法人分科会
 業務及び財務等審議専門部会
 (第17回) H22.6

財務諸表の承認及び中期目標期間終了時における 積立金の処分スケジュール (案)

	財務諸表の承認	中期目標期間終了時における積立金の処分
6月11日	● 各法人から財務諸表の提出	● 各法人から承認申請書の提出
6月中旬	・事務局における確認 ↓	・事務局における確認 ↓
6月15日 ~18日	国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会 業務及び財務等審議専門部会 (持ち回り委員会) <財務諸表の承認及び次の中期目標期間への繰越承認に対する意見聴取>	
6月下旬	● 財務諸表承認	○財務省協議 ↓ ○財務省協議終了
	● 各法人から国庫納付計算書の提出	● 積立金繰越承認
7月10日	● 国庫納付期限	

(注) 財務諸表の承認は、財政当局との協議事項とはされていないが、中期目標期間終了時における積立金の処分は、協議事項とされているため、大臣承認は当該協議が整い次第となる。